

リスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権の状況

協金法開示債権（リスク管理債権）および金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円・%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / (A)	引当率 (C) / (A - B)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	令和 6 年度	823	255	568	100.00	100.00
	令和 7 年度	979	251	727	100.00	100.00
危険債権	令和 6 年度	5,676	3,438	1,413	85.48	63.16
	令和 7 年度	5,040	3,336	927	84.59	54.42
要管理債権	令和 6 年度	28	10	3	48.15	19.99
	令和 7 年度	382	38	67	27.50	19.49
	三月以上延滞債権	令和 6 年度	—	—	—	—
		令和 7 年度	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和 6 年度	28	10	48.15	19.98
		令和 7 年度	382	38	27.50	19.49
	令和 6 年度	6,528	3,703	1,985	87.14	70.29
	令和 7 年度	6,402	3,625	1,722	83.53	62.03
小計	令和 6 年度	6,528	3,703	1,985	87.14	70.29
	令和 7 年度	6,402	3,625	1,722	83.53	62.03
正常債権	令和 6 年度	76,578				
	令和 7 年度	74,068				
合計	令和 6 年度	83,107				
	令和 7 年度	80,471				

(注) 1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（1. に掲げるものを除く）です。

3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。

4. 「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1. および 2. に掲げるものを除く）です。

5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1.、2. および 4. に掲げるものを除く）です。

6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権（1.、2. および 3. に掲げるものを除く）です。

7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

9. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。）です。

10. 金額は決算後（償却後）の計数です。